

「ME/CFS AID Japan」会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は「ME/CFS AID Japan」という。

(事務局)

第2条

本会は、主たる事務局を兵庫県西宮市に置く。

(目的)

第3条

筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CFS)患者が、地域で居場所を見つけ、その人らしく生きていけるように、医療・福祉・教育などの関係機関(関係者)や地域社会と連携し、患者の生活の質(QUALITY OF LIFE)の向上を目指す。

(事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・ 本疾患の啓発活動
- ・ 講演会や勉強会の開催
- ・ ホームページや SNS などでの情報提供
- ・ その他本会の目的を達成するための活動

第2章 会員

(種別)

第5条

本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員—当会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員(サポーター)—当会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人

(入会)

第6条

会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

(会費)

第7条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は、期日までに事務局へ現金で入金又は本会指定の銀行預金口座へ振り込むものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき。
- 2 会員本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3 会費を1年以上滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

(退会)

第9条

会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- 1 この会則に違反したとき。
- 2 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 第11条の禁止事項に掲げる行為をしたとき。

(禁止事項)

第11条

会員は、以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- (3) 本会の許可なく、本会の名称、ロゴマーク、印刷物などを転用する行為
- (4) その他本会が不適切と判断する行為

(拠出金の不返還)

会員が納入した会費、及びその他の拠出金はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第13条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事－若干名
- (2) 監事－1名
- 2 理事のうち、1名を代表、1名を副代表とする。
- 3 理事のうち1名は事務局長又は会計を兼務することができる。
- 4 必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第14条

代表は、本会を代表し、運営を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその代理を務める。
- 3 監事は、次の仕事を行う。
 - (1) 理事の仕事遂行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。

(役員の仕事)

第15条

役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(解任)

第16条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、仕事の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 仕事上の違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(種別)

第17条

本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会費の額
- (5) 本会の解散
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第20条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、正会員の過半数(委任状によるものを含む)の出席がなければ、開会することができない。

(招集)

第21条

総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により通知する。

(議長)

第22条

総会の議長は、代表が当たる。

(議決)

第23条

総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決する。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面・ファクシミリ・電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第24条

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによつて、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

第5章 理事会

(構成)

第25条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条

理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない運営に関する事項

(開催)

第27条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面・電磁的方法によって開催の請求があったとき。

(招集)

第28条

理事会は、代表が招集する。

2 代表は、必要に応じて顧問を招集することができる。

(議長)

第29条

理事会の議長は、代表が当たる。

(議決)

第30条

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない役員は、あらかじめ書面・ファクシミリ・電磁的方法をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第31条

理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面表決者については、その旨を明記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第32条

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第33条

資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第34条

本会の事業計画及び予算は、代表が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第35条

事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第36条

本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条

この会則の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第38条

本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条

解散後の残余財産は、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第8章 雑則

(免責事項)

第40条

本会員が、本会の扱う媒体や催事から派生して被るあらゆる損害について、本会側に重大な過失がない限り、本会はその賠償責任を負わない。

2 会員同士で問題が発生した場合は当事者間で解決するものとし、本会はその責任を負わない。

附則

1 本会の設立年月日は平成29年11月1日とする。

2 この会則は、当会設立日から施行する。

3 本会の設立初年度の事業年度は、設立の日から平成30年9月30日までとする。

4 本会の設立時の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

・入会金－0円

・年会費－年会費は1口10,000円とし、口数は随意とする。

(2) 賛助会員

・入会金－0円

・年会費－1口1,000円とし、口数は随意とする。

5 2口以上の会費は、寄付金として処理する。